

ポイント 損金に算入されない経費のうち「一時差異」についてのみ繰延税金資産となります。

A2 税効果会計とは会計上の処理と税法上の処理とが異なるところを調整したものです。

税務上損金に算入されないものには貸倒れや引当金の計上などのような一時的な時期のずれによるもの（このようなものを「一時差異」といいます）はいずれ損金に計上されますので繰延税金資産の対象となりますが、交際費や寄付金など（これらは「永久差異」といいます）は損金に算入されなければそれでおわりですので繰延税金資産の対象となりません。

また、繰越欠損金も納付する税金の負担を軽減する効果を持っている点で「一時差異」に準じます。

繰延税金資産を計上することは翌期以降課税所得が計上されて税金の前払い分が控除される前提が必要となります。したがって翌期以降その一時差異を解消させるための課税所得が見込まれることが必要となります。従って過去連続して税務上の欠損金を計上しているような会社は将来の課税所得の発生を見積もることができないと判断され繰延税金資産の計上が制限されます。

この繰延税金資産（又は負債）はその発生の原因に応じて流動・固定の区分を行い、それぞれで繰延税金資産と負債を相殺して表示します。

繰延税金資産 (税金の前払い)	貸倒引当金・賞与引当金・退職給与引当金の限度超過額 減価償却費の償却超過額 棚卸資産や有価証券の評価損等
繰延税金負債 (税金の後払い)	特別償却額 固定資産の圧縮記帳 有価証券の評価益等

(資産の部)	(負債の部)
	(純資産の部) 繰越利益剰余金
繰延税金資産	